

4 土地利用の方針

土地は、市民生活や産業活動の基盤となるものであり、現在から将来にわたる市民のための限られた資源として有効に活用することが必要です。

土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、市民が安全で安心して暮らせるよう、また、地域の歴史や文化、地理的条件などの特性に配慮しながら、土地関連法令などを適切に運用し、効率的で秩序ある土地利用の実現に努めます。

市街地域

市街地については、土地区画整理事業や街路・公園・下水道などのインフラ整備により、一定の施設整備水準に達し良好な住環境を有しています。

今後も、これらの良好な市街地を形成するため、適切な維持管理に努め、市民が安全で安心して暮らせる住環境を提供します。

また、中心部の遊休施設の有効利用や遊休地の対策として都市機能を市街地にまとめる「コンパクトなまちづくり」を目指します。

農業地域

農業地域については、農家経営の安定化を図るため、生産効率と収益性の高い良質で安全な食料生産地域を形成し、土地利用効率を考慮した農地の流動化と大規模土地利用型の担い手への集積を推進します。

また、ほ場、農道、用排水路など自然生態系や景観などに配慮しながら生産基盤を整備するとともに、計画的な維持管理に努めます。

森林地域

森林地域については、国土の保全や水資源のかん養、地球環境の保全など、森林の有する優れた機能が更に発揮されるよう、国有林や道有林を管理する国や北海道との連携を図りながら、計画的な造林及び間伐などの森林整備を促進し、森林の保全と育成を図るとともに、自然環境学習、健康増進などへの利活用を促進します。

河川・湖沼

集中豪雨などに伴う河川災害を防止するため、定期的に見回りを行い維持管理に努めるほか、河川改修や護岸整備が必要な危険箇所については、治水対策における河川機能の充実と、河川の水質や生態系の保全に配慮した河川整備を行います。

また、滝里ダム周辺や野花南湖などの河川・湖沼の水辺空間については、安全面に留意しながら、余暇空間としての利用を推進します。

環境保全地

富良野芦別道立自然公園などの自然環境保全地域については、多種多様な生物の生息地として、また、優れた景観の形成、心身のリフレッシュや余暇機能など多面的な機能を有する地域であり、貴重な自然を学び、親しむ場として次世代に引き継いでいくため、市民と市、関係機関との連携による自然環境の保全・維持・回復に努めます。

公共用地

秩序ある土地利用と計画的なまちづくりを進めるとともに、市有地の適正な維持管理に努めます。また、遊休地対策として、企業誘致などと連携した市有地の売却を検討し、その有効利用を推進します。